

住まいの耐震化はお済みですか



長野県PRキャラクターアルクマ ©長野県アルクマ

長野県では「長野県強靱化計画」や「長野県耐震改修促進計画（第Ⅱ期）」を策定し、地震から生命を守るため、住宅等の耐震化を推進しています。

特に松本地域では、牛伏寺断層を含む主要活断層「糸魚川 - 静岡構造線断層帯」の地震発生確率が突出（全国一）しており、いつ起きてもおかしくない大規模地震への防災・減災対策が喫緊の課題です。

この案内は、旧耐震基準により建築された住宅（昭和56年5月31日以前に着工したもの）を所有される皆さまに、県と松本市が連携し、耐震化の制度をお知らせするものです。

（平成29年度 長野県松本建設事務所建築課）

構造別	在来工法の木造住宅	左欄以外の住宅
対象となる住宅	次の要件を満たす在来工法の木造住宅 ① 個人所有のもの ② 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て住宅（併用住宅の場合は、建物の過半が住宅であるもの）（昭和56年6月1日以降に増改築をした部分がある場合は、その部分が建物の1/2未満のもの） ※ 平成17年6月1日以降に増改築をした部分があるものは原則として対象となりません。	次の要件を満たす在来工法以外の住宅 ・左欄①及び②に同じ ・非木造（RC造、S造等）の住宅（伝統工法の木造住宅については、別途ご相談ください。） [対象とならないもの] ・長屋、共同住宅 ・丸太組構法、その他特殊なもの

✓ 耐震性を確認しましょう

お問い合わせ先
松本市 建築指導課 ☎ 0263-34-3255

■ 耐震診断の助成制度の概要（平成29年度）

構造別	在来工法の木造住宅	左欄以外の住宅										
耐震診断に要する経費	無 料	経費の2/3を助成 《 限度額 89,000円 》										
診断の流れ	(1) 市が委託した「長野県木造住宅耐震診断士(注)」が診断します。（現地調査のうえ診断結果報告書を作成） (2) 壁の位置や壁量、劣化具合等を現地調査します。 (3) 後日、診断士が報告書について説明に伺います。 【診断の指標】 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>上部構造評点</th> <th>判 定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.5以上</td> <td>倒壊しない</td> </tr> <tr> <td>1.0以上 1.5未満</td> <td>一応倒壊しない</td> </tr> <tr> <td>0.7以上 1.0未満</td> <td>倒壊する可能性がある</td> </tr> <tr> <td>0.7未満</td> <td>倒壊する可能性が高い</td> </tr> </tbody> </table>	上部構造評点	判 定	1.5以上	倒壊しない	1.0以上 1.5未満	一応倒壊しない	0.7以上 1.0未満	倒壊する可能性がある	0.7未満	倒壊する可能性が高い	(1) 助成の可否等について、事前に市に確認してください。 (2) 建築士事務所に耐震診断を依頼してください。 【診断の基準】 平成18年国土交通省告示第184号 又は 認定診断法
上部構造評点	判 定											
1.5以上	倒壊しない											
1.0以上 1.5未満	一応倒壊しない											
0.7以上 1.0未満	倒壊する可能性がある											
0.7未満	倒壊する可能性が高い											

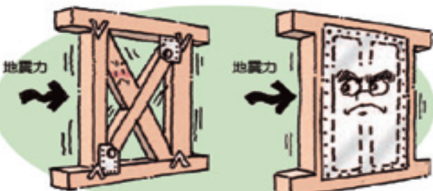
➡ 耐震改修が必要です。

(注) 木造住宅耐震診断士とは、所定の技術講習を受講のうえ県が長野県木造住宅耐震診断士名簿に登録した建築士です。

耐震補強のイメージ

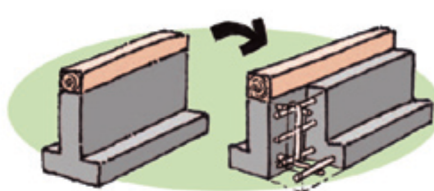
<耐力壁を増やし金物で補強する>

地震の力に耐えるため、筋かいや合板などにより造られた耐力壁が必要です。耐力壁を増やすとともに、軸組の接合部は金物でしっかり補強します。



<基礎を頑丈にする>

基礎に鉄筋が入っていない場合は、基礎が壊れないようにします。旧基礎の横に沿わせて新たな基礎を造って補強する方法があります。



<屋根を軽くする>

屋根が重いほど地震の力を大きく受け、軸組材の負担が大きくなります。重い瓦を軽い材料の屋根に葺き替えると、地震の被害を少なくできます。



✓ 耐震改修工事を検討しましょう

お問い合わせ先
松本市 建築指導課 ☎ 0263-34-3255

■ 耐震改修工事の助成制度の概要（平成 29 年度）

構造別	在来工法の木造住宅	関連リフォーム加算
耐震改修に要する経費	耐震改修工事費の 1 / 2 を助成 《 限度額 130 万円 》	リフォーム工事費の 1 / 2 を助成 《 限度額 10 万円 》
助成の要件	改修前の耐震診断の総合評点が 1.0 未満 かつ 改修後の総合評点が 0.7 以上となる工事 【補足】 改修後の総合評点が 1.0 未満の場合は税制優遇などの措置は受けられません。	耐震改修と同時に、住宅機能の維持又は向上のための修繕、模様替え、設備改善等を行う場合に加算
所得制限	◆給与所得のみの者：収入金額 1,442 万円以下 ◆その他の者：所得金額 1,200 万円以下	

「信州型住宅リフォーム助成金」が併用して利用できます。 《 総工事費の 20%まで最大 40 万円 》

◆助成の要件：「浴室と脱衣所」又は「寝室」いずれかの断熱改修及び建具断熱化を含む工事

お問い合わせ先：長野県松本建設事務所 建築課 ☎ 0263-40-1935

✓ 税制の優遇措置を利用しましょう

お問い合わせは
松本税務署又は松本市資産税課窓口へ

■ 住宅の耐震改修に伴う減税制度（耐震改修促進税制）の概要

税目	所得税（国税）				固定資産税（市町村税）	
適用時期	平成26年4月1日～平成31年6月30日の間に住宅耐震改修をした場合				工事の完了時期が平成 25～30 年 3 月末	
優遇措置	税額控除	控除期間	控除額の計算方法	控除限度額	減額期間	軽減率
	① 住宅借入金等特別控除	10 年間	借入金の年末残高等 × 1 %	最高40万円	1 年	1 / 2
	② 住宅耐震改修特別控除	1 年	住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額※ × 10 %	最高25万円	工事完了年の翌年度限り	家屋面積 120㎡相当分まで
	①と②のいずれの適用要件も満たしている場合には両方について適用可能 ◆確定申告書に必要書類等を添付して税務署に提出する必要があります。 ※住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額は、補助金の交付を受けた場合や耐震改修に要した費用に係る消費税率が 8 % 以外の場合には取扱いが異なります。				原則として、耐震改修完了後、3 か月以内に申請してください。	
参考 Web	○国税庁「タックスアンサー」→「所得税」→「マイホームの取得や増改築など」→「No.1216」「No.1222」 ○国土交通省「住宅・建築」→「住宅税制」→「各税制の概要」 ○（一社）住宅リフォーム推進協議会「リフォームの減税制度」					

◇ 適用を受けるための要件、必要書類等については、担当窓口までお問い合わせください。

✓ 他の減災対策を検討しましょう

松本市 建築指導課
☎ 0263-34-3255

減災対策	助成内容	助成の要件
耐震シェルター、耐震ベッドの設置	設置費の 1 / 2 を助成 《 限度額 20 万円 》	・耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満である住宅 ・1 階部分に設置
家具の転倒防止措置	経費の 1 / 2 を助成 《 限度額 2 万円 》	・高齢者（75歳以上）等の方のみで構成される世帯（要問合せ） ・木製家具を金物等で固定



地震保険料の割引制度も利用できます。 【県では地震保険・共済への加入を促進しています。】

耐震診断または耐震改修の結果、耐震性が確認された場合は、「耐震診断割引(10%)」が適用されます。

詳しくは保険会社へお問い合わせください。（JA共済・全労済・県民共済等の保障制度とは異なります。）